

民泊事業のガイドライン（素案）の概要に係るパブリックコメントの実施結果について

平成30年5月21日
くらしの安心推進課

平成30年6月15日に住宅宿泊事業法が施行されることを踏まえ、民泊の適正な実施の確保のため住宅宿泊事業に対する本県の対応及び住宅宿泊事業者に遵守を求める事項について検討を行ってきた。

このたび、民泊事業のガイドライン（素案）の概要に係るパブリックコメントを実施したので、報告する。

1 意見募集期間 4月25日～5月8日

2 意見総数 延べ7件（3名）

3 応募のあった意見の内容及び対応方針

項目	意見の内容	県の対応方針
民泊の区分	農泊を推進して農業を体験する機会を増やして農業の担い手を増やしてほしい。移住・定住、観光客の誘致及び地域の活性化にも寄与する。	農泊の推進を鳥取県民泊適正運営要綱に明記し、必要な支援を行っていく。
民泊の区分	鳥取県の魅力を更にアピールするため、農山漁村交流型、一般民泊に加え、「日本・山陰文化交流型」を追加してほしい。	農山漁村交流型には、鳥取県の文化、自然等の体験メニューも含めており、新たな区分の追加は行わない。
遵守事項	見慣れない方々の往来への不安や騒音等による地域住民とのトラブルが無く、安心して民泊ができる方策を考えて地域の活性化、移住・定住につなげて欲しい。	民泊による地域住民とのトラブル等が発生しないよう、民泊事業者の遵守事項をガイドラインとして定め、指導していく。
遵守事項	ごみの出し方、ごみを出す日時、ごみの分別、騒音の防止を指導する。	各市町村が定めるごみの分別方法等に沿ってごみを処理すること、騒音防止のための遵守事項をガイドラインとして定める。
遵守事項	資金、人材に限りがあるので、最低限の基準を設けてもらえたらありがたい。	ガイドラインで定める遵守事項は、民泊の適正な運営を確保するために必要なものとしている。
届出手続	民泊に取り組むのが大変だと思っていたので、緩めの基準で助かる。 届出も一般人でも取り組みやすい方式にしてもらえたら更に助かる。	各総合事務所に専用相談窓口を設置し、届出手続き等の相談、支援を行っていく。
その他	民泊事業者と行政が意見交換しやすい登録団体のようなものができれば、情報交換も密にできる。	民泊事業者を対象とした民泊制度説明会等の場で、事業者との情報交換を行っていく。